

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（428））
2. 日時：平成29年10月13日 13時30分～20時30分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議卓

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、角谷安全審査官、近田安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他10名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、①代替残留熱除去系海水系（可搬型）の位置付け、②「東海第二発電所 重大事故等対処設備について」のうち「57条 電源設備」及び③『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち「1.0 重大事故等対策における共通事項」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【①代替残留熱除去系海水系（可搬型）の位置付け】

- 緊急用海水系（常設）が代替残留熱除去系海水系（可搬）と同等以上の機能を有することを整理して説明すること（敷地を遡上する津波に伴う重大事故等対処時以外の対応も考慮すること）。

【②57条電源】

- 常設代替高圧電源装置は、前後方向を輪止めで固定するだけでなく、左右方向も壁によって仕切られていることを説明すること。
- 常設代替交流電源設備燃料系統図に関し、自主設備であるディーゼル駆動消火ポンプへの供給系統による重大事故等対処設備の系統への悪影響について整理して説明すること。
- 代替所内電気設備に電力を供給する常設代替高圧電源装置の負荷について、想定される最大の負荷を示すこと。
- 125V系蓄電池にはA系、B系、HPCS系が、中性子モニタ用蓄電池にはA系、B系があることが分かるよう記載を見直すこと。
- 原子炉建屋の西側及び東側接続口の概略図を補足資料に追加し、注水の接続口と電源の接続口が近接しているため、電源の接続口が悪影響を受けないことを示すこと。また、常設代替高圧電源装置から地下トンネルを經由し西側接続口に至る経路についても説明すること。

- 可搬型代替低圧電源車の負荷積み上げリストの「その他負荷」について、その内訳を説明すること。
- 可搬型低圧電源車の試験検査について、先行プラントで記載されている「取替が可能とする設計」という記載の要否について整理して説明すること。
- 125V系蓄電池は、鉛蓄電池と機構が異なることから、試験検査の手法が異なることを説明すること。

### 【③1.0 重大事故等対策における共通事項】

- 東海発電所の炉内にある黒鉛が燃焼するために必要な条件について、切断用トーチや金属ドロスにより、650度を超える可能性が存在することを評価結果に反映すること。
- 審査会合での指摘事項に対する回答について、格納容器圧力逃がし装置の第二弁操作室から対策要員が待避する時点での周辺の被ばく線量率が、中央制御室待避室から退室する時点又は緊急時対策所の建屋浄化モードを終了した時点と同程度であることを説明すること。
- 敷地外から参集する要員の参集が完了する時間について、有効性評価で想定する対応が必要となる時間との関係がわかるように説明すること。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 代替残留熱除去系海水系（可搬型）の位置付けについて
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について（1.14）
- ・ 玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第57条）
- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について 審査会合における指摘事項の回答
- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について（1.0.10,16）